

国分寺崖線景観形成重点地区的景観形成基準に対する措置状況説明書（建築物の新築等）

| | |
|---|--|
| 当該行為における景観形成に関する考え方 | |
| 記載欄 | |
| (1) 配置 | |
| <p>国分寺崖線の緑の景観が連続するような配置とする。</p> <p>記載欄</p> <p>壁面の位置の連続性や適切な隣棟間隔の確保など、周辺の街並みとの調和に配慮した配置とする。</p> <p>記載欄</p> <p>敷地内や周辺に歴史的な資源や樹木等の残すべき自然などがある場合には、これらを生かした配置とする。</p> <p>記載欄</p> | |
| (2) 高さ・規模 | |
| <p>高さは、崖線の緑や周辺建築物群のスカイラインとの調和を図り、著しく突出した高さの建築物は避ける。特に崖線の樹木に隣接する敷地では崖線の低地部から見たときに、崖線の台地部の樹木の最高高さを超えないよう工夫する。</p> <p>記載欄</p> <p>周辺の主要な眺望点（道路・河川・公園など）からの見え方に配慮し、国分寺崖線の景観との一体性や調和を図る。</p> <p>記載欄</p> | |
| (3) 形態・意匠・色彩 | |
| <p>形態・意匠は、建築物自体のバランスだけでなく、国分寺崖線の緑や周辺の街並みとの調和を図る。</p> <p>記載欄</p> <p>外壁は、長大な壁面を避けるなど、圧迫感の軽減を図る。</p> <p>記載欄</p> <p>屋根や屋上に設備等を設ける場合は、建築物と一体的に計画するなど周囲からの見え方に配慮する。</p> <p>記載欄</p> | |

| |
|---|
| <p>建築物に附帯する構造物や設備等は、建築物と一体的な意匠とするか、周囲から目立たない工夫を施し、建築物本体や周囲との調和を図る。</p> <p>記載欄</p> |
| <p>色彩は、計画に示す範囲内とし、周辺景観との調和を図る。</p> <p>記載欄</p> |
| <p>(4) 公開空地・外構・緑化等</p> <p>国分寺崖線への日照や開放感のある視界を確保するよう配慮して、オープンスペースを確保し、隣接するオープンスペースと連続性を持たせる。</p> <p>記載欄</p> |
| <p>敷地内はできる限り緑化を図り、周辺や崖線の緑と連続させる。また、屋上や壁面の緑化を積極的に検討する。</p> <p>記載欄</p> |
| <p>緑化に当たっては、崖線の植生に調和した樹種を選定するとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫する。</p> <p>記載欄</p> |
| <p>敷地内に湧水などの水辺がある場合は、これらを生かした空間を形成するとともに保全を図る。</p> <p>記載欄</p> |
| <p>夜間の景観を落ち着きあるものにするため、宅地部や田園部の閑静な街並みでは、過度な照明を使用しない。</p> <p>記載欄</p> |
| <p>外構計画は、敷地内のデザインのみを捉えるのではなく、隣接する敷地や道路など、周辺の街並みと調和を図った色調や素材とする。</p> <p>記載欄</p> |

上記以外で特に景観に配慮した事項